

平成21年5月12日

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号
株式会社 クロップス
代表取締役社長 前田 博史
(コード番号：9428) 名証セントレックス
問合せ先：取締役管理部門担当
小林 正明
(TEL 052-588-5640)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月12日開催予定の第32期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除など所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月12日
定款変更の効力発生日	平成21年6月12日

以上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に定める権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取りその他</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する手続きおよび手</p>

<p>株式ならびに新株予約権に関する手続きおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第51条 <条文省略></p>	<p><u>数料、株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第50条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--